

社会的責任においての中核的労働要求事項に基づく方針

国連グローバル・コンパクトの 4 つの労働原則は「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言」をその由来としています。

その内容は「企業は、結社の自由と団体交渉の実行的な承認を支持し、あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、児童労働の実効的な廃止を支持し、雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。」というものです。

弊社は、「繊維産業における責任ある企業行動宣言」及び「パートナーシップ構築宣言」を実行するためのツールとして運用し、その一環として、国際労働機関（ILO）が定める国際労働基準に基づき、以下の中核的労働要求事項を尊重します。

1. 児童労働の禁止

弊社は、児童が満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日が終了するまで、の児童を就労させません。また、18 歳未満の従業員を、危険な作業または重労働に就労させません。

2. 強制労働の排除

いかなる就業形態に於いても、不当な労働を強制しません。すべての労働は自主的なものでなくてはならないこと、及び従業員は自由な意思で働く又は離職することができることを強く認識し実行します。

3. 差別の禁止

弊社は、性別、年齢、国籍、人種、肌の色、政治信念、妊産婦、性的思考、宗教、社会的背景により差別すること等、人間としての尊厳を傷つける行為を一切行いません。

4. 結社の自由

国連の提唱する普遍的原則（結社の自由・団体交渉権の承認）を支持します。

令和 8 年 8 月 8 日

株式会社藤枝被服

代表取締役 藤枝 完二